

議案第10号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年3月2日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第3号を次のように改める。

(3) 介護保険在宅訪問理美容支援費

第4条第1項を次のように改める。

第4条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 1万8,000円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 1万8,000円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、本人の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円以下のもの 2万9,200円
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、前号に該当しないもの 3万1,500円
- (5) 令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、本人の合計所得金額が80万円以下のもの 3万6,000円
- (6) 令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、前号に該当しないもの 4万5,000円
- (7) 次のいずれかに該当する者 5万4,000円
 - イ 合計所得金額が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第

9号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 5万6,200円

イ 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 6万7,500円

イ 合計所得金額が190万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 7万8,700円

第14条中「、この限りではない」を「、この限りでない」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町介護保険条例第4条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(市町村特別給付)</p> <p>第3条の2 町は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。</p> <p>(1) 介護用品購入支援費</p> <p>(2) 介護保険在宅サービス利用支援費</p> <p><u>(3) 介護保険在宅訪問理美容支援費</u></p> <p>2 略</p> <p>(保険料率)</p>	<p>(市町村特別給付)</p> <p>第3条の2 町は、次に掲げる種類の市町村特別給付を行う。</p> <p>(1) 介護用品購入支援費</p> <p>(2) 介護保険在宅サービス利用支援費</p> <p><u>(3) 介護保険住宅改修支援費</u></p> <p>2 略。</p> <p>(保険料率)</p>
<p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 1万8,000円</u></p> <p><u>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 1万8,000円</u></p> <p><u>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、本人の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円以下のもの 2万9,200円</u></p> <p><u>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者のうち、前号に該当しないもの 3万1,500円</u></p> <p><u>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、本人の合計所得金額が80万円以下のもの 3万6,000円</u></p> <p><u>(6) 令第39条第1項第4号に掲げる者のうち、前号に該当しないもの 4万5,000円</u></p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 5万4,000円</u></p> <p>イ 合計所得金額が125万円未満であ</p>	<p>第4条 <u>平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 1万8,630円</u></p> <p><u>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 1万8,630円</u></p> <p><u>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 2万8,980円</u></p> <p><u>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 4万1,400円</u></p> <p><u>(5) 次のいずれかに該当する者 4万9,680円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）</p>

新	旧
<p><u>り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第9号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 5万6,200円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(9) 次のいずれかに該当する者 6万7,500円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が190万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 7万8,700円</u></p>	<p><u>第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第7号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(6) 次のいずれかに該当する者 5万1,750円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 6万2,100円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が200万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 7万2,450円</u></p>

新	旧
<p>2 略</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の町民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得をしなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が町長に提出されている場合においては、この限りでない。</p>	<p>2 略</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の町民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者本人並びに当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者本人並びに当該者の属する世帯主及び世帯員のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得をしなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が町長に提出されている場合においては、この限りではない。</p>

改 正 要 旨

1 改正の目的

第5期介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの介護給付費の推計し、第1号被保険者の介護保険料の算出を行った結果、介護保険料の改定が必要になったため。

2 改正概要

介護保険料を全面的に改正し、介護保険料段階の区分を変更すると共に介護保険料段階を今までの9段階から10段階に変更する。